

学 生 生 活 （I）

これだけは知っておきたい

1. 学籍の確認

1. 1 学生証（身分証明書）

学生証は、埼玉工業大学の学生であることの身分を証明するものです。

学生証は、常に携帯してください。定期試験には学生証を呈示しなければなりません。忘れた場合には、26号館1階に設置されている証明書自動発行機で「仮学生証」の発行を受けてください。「仮学生証」は発行日に限り有効です。

1. 2 学生証の交付と更新

新入生の学生証は、入学式終了後の「入学手続時」に交付しています。

在学は、毎年4月初めのオリエンテーション・ウィーク期間内に必ず更新手続きをしてください。

1. 3 学生証の再交付

学生証を遺失又は汚損してしまったときは、直ちに再交付の手続き（手数料：500円）をしてください。再交付後、古い学生証が見つかった場合は、学生課に返納してください。

1. 4 学生証の返還

退学、除籍、又は卒業する場合は、学生証を直ちに学生課に返納してください。

1. 5 身上の異動・身上申告書の訂正

身上申告書は、保証人・学生への通知や連絡、及び万一の場合における緊急連絡等に使用する唯一の重要書類なので、学生本人又はその保証人の身上に変更（保証人の変更・住所変更・改姓）などが生じた場合は、速やかに学生課に届出てください。

大学からの文書による通知等は、すべて現在届出である住所宛に行きますので、変更があった場合にはその手続きを忘れないでください。

2. 傷害保険・損害賠償保険について

正課・課外活動中及び登下校途中の不慮の事故に備えて、学生全員が「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。

事故が発生したら、必ず1週間以内に学生課に連絡し、事故報告書を提出してください。

なお、入院・通院の場合は、領収書を必ず保存しておいてください。

2. 1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険（財団法人日本国際教育支援協会）

1) 保険金が支払われる場合

① 正課中

講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故。

② 学校行事中

入学式、オリエンテーション、学位記授与式など大学が主催する学校行事中の傷害事故。

③ キャンパス内にいる間の傷害事故。

④ 課外活動中

大学の規則に則った所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体・サークルの管理下で文化・体育活動を行っている間の傷害事故。

⑤ 大学の登下校中（通常の通学路だけが対象です）及び大学施設等の相互間を移動中の傷害事故。

⑥ 教育実習中の傷害事故。

⑦ インターンシップ中の傷害事故。

⑧ 外部卒研中の傷害事故。

⑨ ボランティア中の傷害事故。

2) 保険金が支払われない場合

故意、自殺、犯罪行為、疾病（急性アルコール中毒を含む）、地震、噴火、津波、無資格、酒酔運転、大学が禁じた行為・時間・場所の他、山岳登山、スカイダイビング等これらに類する危険度の高い課外活動。

3) 保険金の種類と保障額

		学生教育研究災害傷害保険	損害賠償責任保険	
担保 日 数	正課・学校行事中	通院 1日目から補償		
	課外活動・キャンパス内休憩中	通院 14日以上		
	教育実習・インターンシップ			
	ボランティア活動			
	通学途中・学校施設間の移動中	通院 4日以上		
内 容	正課・学校行事中	死 亡	2,000万円	対人賠償と対物賠償を 合わせて、1事故につき 1億円限度 (免責金額 0円) 日本国内外の事故を 担保
		後遺障害	90万円～3,000万円	
		医 療	3,000円～30万円	
		入 院	1日 4,000円 (180日限度)	
	キャンパス内休憩中 他課外活動	死 亡	1,000万円	
		後遺障害	45万円～1,500万円	
		医 療	3万円～30万円	
		入 院	1日 4,000円 (180日限度)	
	大学施設等相互間 移動中	死 亡	1,000万円	
		後遺障害	45万円～1,500万円	
		医 療	6,000円～30万円	
		入 院	1日 4,000円 (180日限度)	

2. 2 傷病見舞金制度

学内及びその関係施設内において発生した正課中、クラブ活動中の事故及びこれらに準ずる事故のため、学生が医師の診断を受けたときは、次により見舞金を贈ります。

事故等が発生した場合は、必ず1週間以内に学生課に連絡し、事故報告書を提出してください。

入院又は通院する場合は、治療費の領収書を必ず保存しておいてください。

- | | | |
|---------------------------|--|---------|
| 1) 正課・学校行事中 | | |
| ① 通院・入院連続 30日以上 | | 10,000円 |
| 2) 1)以外で学校施設内にいる間、及び課外活動中 | | |
| ① 通院・入院連続 4日以上7日まで | | 5,000円 |
| ② 通院・入院連続 8日以上13日まで | | 10,000円 |
| ③ 通院・入院連続 14日以上 | | 15,000円 |

2. 3 学研災付帯学生生活総合保険（任意加入した学生のみ対象）

本学では、正課・課外活動中及び登下校時の不慮の事故に備えて「学生教育研究災害障害保険」に全学生が加入しています。しかしながら、この「学生教育研究災害傷害保険」では、学内外における怪我や病気、他人の財物損壊の賠償などは補償されませんので、保険制度「学研災付帯学生生活総合保険」への加入（任意）を奨励しています。

本保険は（財）日本国際教育支援協会が企画・運営しているもので、全国の大学の多くが加盟しており、通常料金の30パーセントの割引があります。詳細は学生課にお問い合わせください。プランにより補償内容が違いますのでパンフレットをご確認ください。

- 1) 補償内容
 - ①賠償責任（学生本人が他人に怪我をさせたり、他人の物を壊した場合など。）
 - ②学生本人の怪我（学生本人が1日以上の通院又は入院を要する怪我や死亡又は後遺障害を被った場合。）
 - ③学生本人の病気（学生本人が1日以上の通院又は入院を要する病気を被った場合。）
 - ④救済者費用等（学生本人が入院したり、搭乗した航空機や船舶が遭難した場合。）
 - ⑤有英・学資費用補償（扶養者が死亡したり、重度後遺障害を被った場合。又疾病により死亡。）
 - ⑥生活用資産（学生が生活用品・身の回りの品が盗難にあった場合。）
 - ⑦借家人賠償責任（家主に対して法律上の賠償責任を負った場合。）
- 2) 補償の請求場所
 - ①問い合わせ先：（株）ケーアールエス（保険やさん21） TEL0495-34-3737 FAX0495-34-3888
 - ②引受保険会社：東京海上日動火災保険（株） TEL048-521-4519 FAX048-521-4593
- 3) 保険料
 - ①自宅生プラン 39,070円より（4年間）
 - ②一人暮らし学生用 45,060円より（4年間）

3. 緊急災害対応について

- 1) 大規模地震の発生が予想されるときへの処置について

大規模地震の発生が予想されるとき（関東・東海・甲信越）
「地震防災対策強化地域判定会」が招集され、「警戒宣言」が発令された時点で全時限休講とします。
「警戒宣言」の情報等は、NHKニュースで確認し、安全な場所を確保するよう努めてください。

 - ① 授業中の場合
 - ・構内放送により警戒宣言が発令されたことを知らせます。
 - ・地震発生が数時間以内に予想される場合は、職員の指示に従い、直ちに避難を開始します。
 - ② 授業時間帯外の場合
 - ・警戒宣言が解除されるまで休講とします。
 - ・警戒宣言が解除された時、平常授業に復します。
- 2) 火災時の対応
 - ・普段から、非常口・非常階段・消火器・消火栓等の位置を確認しておいてください。
 - ・火災を発見したら非常ベルを押し、初期消火に務めてください。
 - ・非常時の場合は、構内放送にしたがってください。
 - ・放送のない場合、あわてず安全な場所（グラウンド）に避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。

学生生活を送るうえでの注意

1. ガイダンス

ガイダンスには、前・後期の履修に関するもの、就職に関するもの、ゼミナールに関するもの、教職課程に関するものなどがあります。いずれも重要なものなので、掲示による期日などの案内に注意し、必ず出席してください。

2. 大学からの連絡

大学から学生諸君への連絡は、掲示板またはインターネットのホームページで行います。掲示により公開された事項は、すべて伝達されたものとします。

電話による問い合わせには応じられません。
必要のある時は、直接、学生課窓口に来てください。

万一、緊急で止むをえず電話連絡する場合は、次の電話番号を使用してください。

学生課（26号館1階）	TEL 048(585)6812	FAX 048(585)5939
工学部教務課（26号館1階）	TEL 048(585)6813	FAX 048(585)5939
人間社会学部教務課（30号館1階）	TEL 048(585)6301	FAX 048(585)6302

災害等による緊急時には、必ず大学に連絡し、所在と被害状況を大学に伝え連絡事項を聞いてください。

3. 通学定期乗車券

JR 線の通学定期券を購入する場合は、発行された学生証と JR 各駅に備付の「定期券購入申込書」に必要事項を記入し、各自購入してください。なお、学生証が通学証明書となりますので、あらかじめ学生証の裏面に氏名・学籍番号・現住所・通学区間を必ず記入しておいてください。JR 線以外の私鉄・都電・都バス・私バス等で、別途、通学証明書が必要な場合は、学生課で発行するので申し出てください。

4年生になって学外の研究機関等で卒業研究を行う場合は、学生課に「外部卒研通学証明書発行申請願」を提出しなければなりません。

各鉄道会社に申請し認可されるまで2週間程度かかりますので、早めに学生課に相談してください。

通学定期券の不正購入や不正使用は、たいへんな罰則を受けます。
大学生として品位のある使い方をしてください。

4. 学割証（学生旅客運賃割引証）

4. 1 学割証の発行条件

正課活動、課外クラブ、就職活動、帰省等のために遠距離で乗り物を利用する場合、その乗車区間が片道 100km を超えるときに学割証（学生旅客運賃割引証）を利用することができます。

4. 2 学割証の発行

26号館学生課前の証明書自動発行機で学割証の発行を受けてください。

4. 3 学割証利用の有効期間

学割証の有効期間は、発行日から3か月間です。

5. 通学の方法

5. 1 スクールバスの利用

本学では、下記の各駅と大学間においてスクールバスを運行しています。乗車賃は無料です。運行時刻については、各掲示板及び正門ロータリー内のスクールバス発着所に時刻表を掲示します。また、本学のホームページでも確認ができます。

なお、運行時刻に変更・追加等が生じた場合は、その都度掲示します。

※土曜日のスクールバス運行は、平日運行時刻と異なりますので注意してください。

- (1) 岡部駅（JR高崎線） ⇄ 大学
- (2) 寄居駅（JR八高線・秩父鉄道・東武東上線） ⇄ 大学
- (3) 森林公園駅（東武東上線） ⇄ 大学
- (4) 本庄早稲田駅（上越・長野新幹線） ⇄ 大学
- (5) 伊勢崎駅（JR両毛線・東武伊勢崎線） ⇄ 大学
- (6) 新伊勢崎駅（東武伊勢崎線） ⇄ 大学
- (7) 世良田駅（東武伊勢崎線） ⇄ 大学
- (8) 太田駅（東武伊勢崎線・桐生線・小泉線） ⇄ 大学

5. 2 自動車・オートバイによる車両通学

自動車・オートバイ等による通学を希望する学生については、車両登録を行っていることを条件として、車両通学許可証（シール）を発行し、学生駐車場の利用を認めています。

車両登録を行っていない学生には、車両通学及び学生駐車場の利用を許可しません。車両通学を希望する学生は、次の条件を満たした場合に、車両登録を行うことができます。

- (1) 学内開催の交通安全講習会を受講していること。
- (2) 原則として、公共の交通機関を利用して通学することが困難と認められる学生であり、通学距離が片道4km以上であること。
- (3) 対人保険金額が8,000万円以上の任意自動車保険に加入していること。
- (4) 使用目的が「通勤及び通学使用」で契約していること。

なお、未登録の車両で通学している学生については、学則による処分（懲戒）を行うことがあります。

車両登録を行い、車両による通学を許可された学生は、安全運転と交通法規の遵守を心がけてください。通学に関わらず、万一、誤って事故を起こした場合は、直ちに学生課へ連絡〔TEL 048-585-6812〕してください。

車両登録の方法等について

- (1) 学内で開催する交通安全講習会に出席した者に、受講カードを配布します。
（交通安全講習会は、5月中旬に開催します。開催日時については、掲示します。）

- (2) 交通安全講習会の受講修了者は、交通安全講習会当日に設置された「回収箱」に受講印が押された受講カードを投函し、後日、「車両通学許可願」と「任意自動車保険の契約書の写し(コピー)」を添えて、学生課に提出してください。申請者には審査のうえ、「車両通学許可シール」を発行します。
- (3) 「車両通学許可シール」の有効期限は、登録時より卒業までを原則とします。
- (4) 車種や保険など車両登録してある内容に変更がある場合は、直ちに学生課にて訂正をしてください。
- (5) 「車両通学許可シール」は、ルーム・ミラーの裏側へ貼り、外から確認できるようにしておいてください。

※注意

車両登録を行っていない学生には、万一、車両での通学途中で交通事故を起こしても、保険申請に必要な通学認定を行いません。

交通安全講習会は毎年開催しますので、未だ車両登録を行っていない学生のみならず、過去に車両登録が済んでいる学生であってもできるだけ出席し、交通安全への認識を高めるようにしてください。交通事故に伴う、当事者及び**周り**の人達(特に両親)の精神的・肉体的・経済的な負担は想像を超える大きさとなる場合があります。

5. 3 学生駐車場

本学には、工学部学生用(北門)、人間社会学部学生用(南門)に自動車約500台、オートバイ・自転車約300台収容の学生駐車場・学生駐輪場があります。以下のルールを守って事故のないよう利用してください。

駐車場の利用に当たっては、必ず、次の学内ルールを守ってください。

- (1) 学生車両は、正門からの進入を禁止する。
- (2) 学内においては、徐行運転を厳守すること。
- (3) 大乗殿前は駐車禁止とする。
- (4) 21号館(図書館)前及び26号館(正智塔)北の駐車場は外来者・教職員専用であり、学生の駐車は禁止する。
- (5) 自転車・オートバイにて通学する学生は、北門及び21号館(学生ホール)南及びテニスコート北の学生駐輪場を利用すること。

※ 学内の駐車場で発生した盗難及び事故であっても大学は一切の責任を負いませんので、利用する学生各々が注意してください。

5. 4 安全運転のポイント

【もしも交通事故にあったとき】

普段、事故にあわないと思っても、いつその状況に直面するかわかりません。些細な事故でも必ず**学生課**〔TEL 048-585-6812〕へ連絡してください。

接触事故が発生した場合は、その場における当事者間の解決をさげ、必ず警察に事故発生を連絡し警察立ち会いのもとに交渉するか、相手側と一緒に警察署に出頭し「事故届」を提出してください。

また、人身事故の場合は、状況に応じて119番通報をし、人命の救助を第一に行ってください。深夜で辺りに人がいないときや、携帯電話を所持していなかったり、近くに電話

がないときは、近隣にお住まいの方に応援を求める必要があります。
「いざ」というときのために、事故が起こったときの対応方法について紹介します。

(1) 事故現場での対応ポイント

- ① 相手の免許証で、氏名・住所の確認。
- ② 相手の加入保険会社の証券もチェック。
- ③ 事故現場で金銭の受渡しは絶対にしないこと。また、名刺メモ書きなどを無理やり書かされないように注意しましょう。
- ④ 夜間の事故のときは、道路上の危険防止措置だからといって車を移動させ、そのまま逃げる悪質ドライバーもいますので、車のナンバー・車種・特徴・目に付いたことは素早くメモしておくことが大切です。
- ⑤ 事故当事者となった場合は、気が動転してあわててしまいます。警察に必ず連絡し通行人に協力を求めるようにしましょう。
- ⑥ 事故現場での示談・口約束・金銭の受渡しは禁物です。
- ⑦ 事故の経過をメモに取る。

(2) 事故が起きたときの対応

- ① 負傷者を救護し、119番へ通報する。
- ② 警察署に通報〔110番〕する。
- ③ 通行人に協力を**求める**。
- ④ 事故状況をメモする。
- ⑤ 保険代理店又は保険会社へ連絡する。
- ⑥ 学生課へ連絡〔TEL 048-585-6812〕し、「事故報告書」を提出する。

(3) メモのチェックポイント

- ① いつ [月/日/時間]
- ② どこで [場所]
- ③ だれと [相手/氏名/電話番号/勤務先/車種/ナンバー/型/色]
- ④ どうした [事故状況]
- ⑤ 警察は [届出警察/警察官名/事故証明書発行/事故届]
- ⑥ それから [目撃者の氏名/勤務先]

●詳細は、以下の「**安全運転アドバイス**」のホームページを確認ください。

<http://www.unyuroren.or.jp/home/safety/anzen.htm>

6. 学生食堂

6. 1 大食堂 営業時間 営業時間 10時00分～14時30分

大食堂は、22号館1階で営業しています。定食・ランチ・カレー・ラーメン・スパゲッティ・うどん・そばなどが市価より安く提供されています。

6. 2 エスパース・ヴェール (第2食堂) 営業時間 9時00分～18時00分

エスパース・ヴェールは、9号館の学生ホール内で営業しています。

朝食(250円より)をはじめ各種定食、スパゲッティ・カレー・ラーメン・うどん・そば等が食べられます。コンビニコーナーでは、100円ピラフをはじめ各種弁当・おにぎり・パン・スナック・飲物類を販売しています。

また、合宿等で朝・夕食を希望する場合や各種コンパを計画する場合は、前もって連絡をしておくと安価で便宜をはかってくれます。利用する場合は、学生課窓口に「施設設備使用許可願」を提出してください。

6.3 カフェ・ロータス（軽食堂）営業時間 11 時 00 分～15 時 00 分

カフェ・ロータスは、3 1 号館で営業しています。スパゲッティ・ロコモコ・ホットドック・スパゲッティ・ピラフ・各種カレーのほかドリンクが用意されています。1 階は 76 席あり誰でも利用することができます。屋外のテラスにも 20 席あります。

2 階は女性専用のフロアーになっています。28 席のほかにパウダーコーナー等が設けられています。

7. 購買部 営業時間 9 時 00 分～15 時 00 分

購買部は、9 号館（学生ホール）で営業しています。

教科書・参考書・学用品・日用品、また、就職活動に必須の履歴書などを販売しています。

8. セブン・イレブン埼玉工業大学店 営業時間 8 時 00 分～19 時 00 分

セブン・イレブンは、2 2 号館（情報システム学科棟）1 階にあります。各種劇場等のチケットの購入や ATM 等、学生生活を応援する機能が全て整っています。

9. 大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について（遵守事項）

- (1) 学内では指定された場所以外での喫煙を慎むこと。
- (2) 学内では飲酒をしないこと。
- (3) 火の元には十分注意すること。
- (4) 構内は清潔に保つようこころ掛けること。

10. 学生活動に関する願出・届出の提出について

学生活動を行う際は、それぞれ願出や届出をし、許可を受けなければなりません。学生便覧に掲載されている「学生の諸活動に関する規程」・「学生の諸活動に関する規程細則」及び「学生の書類提出先」の頁を参考にし、諸手続きを行ってください。詳細については、学生課へお問い合わせください。

10. 1 団 体

- (1) 学生が、学内で団体を設立しようとするときは、「学生団体結成願」を作成し、クラブ連合会の承認を得たうえで学生課に提出してください。団体を解散する場合は、「学生団体解散届」の提出が必要です。
- (2) 許可された団体は、毎年度 5 月末日までに「団体構成員名簿」を提出してください。届出のない団体は解散したものとみなされます。
- (3) 上記団体が学外団体に参加又は学外団体の行事に参加しようとするときは、許可を得なければなりません。

10. 2 集 会

- (1) 学生が、学内外において集会を行うときは、許可を得なければなりません。
- (2) 学内の集会に学外者が参加することは原則として許可されません。
- (3) 学生が集会のために本学の建物、施設、物品を使用するときは**施設設備使用許可願や学内物品使用願**を提出し許可を得ることが必要です。
使用する者はその保全に十分留意し、万一、破損・汚損したときは速やかに届出てその責任を負うこととなります。

10. 3 掲 示

- (1) 学生が学内外でビラ、ポスター、パンフレット、新聞などを掲示、又は配布しようとするときは、学生課の窓口に願い出て、許可を得てください。
- (2) 許可されたビラ、ポスターなどは、許可された期間のみ、指定された場所で配布もしくは掲示することができます。期限が過ぎた掲示物は必ず剥がすこと。

10. 4 大学の施設・設備等を借用する場合

本学の施設・設備又は物品等を借用するときは、使用する3日前までに学生課の窓口に願い出て、許可を得てください。借用したものは、必ず期限までに返却してください。

10. 5 学生活動の注意事項

- (1) 放 送
いかなる場合でも授業時間中に放送することはできません。
特別な許可が必要な場合は、学生課に相談すること。昼休み時間や放課後に限り、許可する場合があります。
- (2) 金銭を伴う行為
学内外を問わず、学生が、募金・販売など金銭の収支を伴う行為をすることは、原則として認められません。
- (3) 学生の政治活動、暴力行為等について
学生又は学生団体が、学内において政治活動を行うことは、いかなる場合においても認められません。また、暴力行為や教育を妨げるような行為、その他学生の本分に反する行為を許すことはできません。

11. 遺失物・拾得物について

最近、学内で落し物が非常に増えています。携帯電話やゲーム機、電卓など精密で高価なもの、財布や通学定期、自宅の部屋や自動車のキーなどが多くなっています。誤って遺失してしまった、また拾得物があった場合には、直ちに学生課へ届出てください。スクールバス内での落し物も目だっています。下車の際は十分注意してください。遺失物は、原則として半年間、学生課で保管しています。貴重品以外は、26号館学生課入り口に棚を用意して陳列していますので、諦めずに確認してください。

学 生 生 活 （Ⅱ）

学生生活充実のために

1. 悩みごとなどの相談

1. 1 学生相談室

(1) 学生相談室とは

学生相談室では、専門の相談員が学生の皆さんからの相談に応じています。学生生活全般、家庭生活、人間関係、勉強、サークル活動、自分自身、進路、将来のことなどについて、何か心配なことや不安なこと、悩みなどがありましたら、気軽に相談室を訪れてください。相談員がお話を伺い、今後のことなどについて一緒に考えていきます。プライバシーは守られます。必要に応じて学内又は学外の機関をご紹介します。保護者、ご家族の皆様からのご相談も随時お受けします。相談室の利用に料金はかかりません。学生相談室は26号館6階、2662号室です。

(2) 学生相談室の利用方法

開設時間中はいつでも相談に応じます。ただし、相談実施中の場合（相談実施中は相談室入口に「面談中」という掲示をします）、希望の曜日・時間帯に先約の相談が入っている場合、相談室に入室できない場合などは、予約をしていただくことになります。下記の電話又はE-mailで相談予約をしてください。なお、相談実施中は電話に出られないこともあります。その際は、おかけ直しいただくか、E-mailでご用件をお知らせください。

- 開設時間 : 午前9時30分～午後0時30分
午後1時30分～午後4時30分（土曜日、日祝日はお休みです）
- 電話番号 : 048-585-2662（学生相談室直通）
- E-mail : soudan@sit.ac.jp

また、高崎線岡部駅の線路沿いにある「臨床心理センター」においても、専門のカウンセラー（臨床心理士）が無料で相談を受け付けておりますので、希望する場合は電話で予約をしてください（電話番号：048-585-6071）。

1. 2 学生委員について（学生相談）

学内には学部・学科ごとに**学生相談を担当する学生委員**がいます。身近な生活の悩みやトラブル、苦情等も随時受け付けていますので、気軽に相談してください。

また、「外国人留学生」や「障害を持つ学生」についても親身になって相談に応じます。

学生相談をする場合は、学科事務室を通し研究室に出向くか、メールアドレスなどで相談内容などを書き込み、合わせて面談日などの確認をしてください。

学生課を通じての相談も可能です。

●工学部の学生委員一覧

学科	学生委員氏名	性別	TEL	メールアドレス / () は研究室
機械工学科	高橋 俊典	M	048-585-6829	ttoshi@sit.ac.jp (6号館2階)
生命環境化学科	矢嶋 龍彦	M	048-585-6842	yajima@sit.ac.jp (2号館2階)
情報システム学科	坂本 政祐	M	048-585-6888	sakapon@sit.ac.jp (22号館3階)
基礎教育センター	松田 智裕	M	048-585-6867	matsuda@sit.ac.jp (26号館6階)

●人間社会学部の学生委員一覧

学科	学生委員氏名	性別	T E L	メールアドレス / () は研究室
情報社会学科	高畑 一夫	M	048-585-6878	takahata@sit.ac.jp (30号館6階)
情報社会学科	内田 法彦	M	048-585-6876	uchida@sit.ac.jp (30号館5階)
心理学科	小野 広明	M	048-585-6352	ono@sit.ac.jp (30号館6階)
心理学科	亀谷 秀樹	M	048-585-6354	kametani@sit.ac.jp (30号館6階)

1. 3 セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの防止について

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）とは、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為」を指します。

セクハラには、次のように2つのタイプがあります。

① 対価型セクハラ 「職場や学校などにおける立場・同調圧力・階級の上下関係を利用し、下位にある者に対する性的言動や行為を行う（強要する）こと」

② 環境型セクハラ 「性的な嫌がらせ」

アカデミック・ハラスメント（以下「アカハラ」という。）とは、「研究教育の場における権力を利用した嫌がらせ」を指します。

学生に対するアカハラの例としては、指導教員からの退学・留年勧奨、指導拒否・学位論文等の取得妨害などがあります。

もし、セクハラやアカハラにあったときは、1人で思い悩んだりせず、次の大学相談員に相談してください。また、カウンセリング・ルーム及び学生課でも相談に応じます。

●工学部の相談員

学科	相談員氏名	性別	T E L	メールアドレス / () は研究室
機械工学科	石原 敦	M	048-585-6835	ishihara@sit.ac.jp (6号館2階)
生命環境化学科	松浦 宏昭	M	048-585-6839	matsuura@sit.ac.jp (1号館4階)
情報システム学科	関口久美子	F	048-585-6397	Gucci@sit.ac.jp (22号館2階)
基礎教育センター	田中 正一	M	048-585-6343	s.tanaka@sit.ac.jp (26号館7階)

●人間社会学部の相談員

学科	相談員氏名	性別	T E L	メールアドレス / () は研究室
情報社会学科	宮崎 洋	M	048-585-6345	h-miya@sit.ac.jp (30号館2階)
心理学科	友田 貴子	F	048-585-6319	atsuko@sit.ac.jp (30号館7階)

※ 相談をする場合は、相談員にメールアドレスなどで相談内容などを書き込み、合わせて面談日などの確認をしてください。学生課を通じての相談も可能です。

2. 学習支援センター

2. 1 学習支援センターとは

学習支援センターは、みなさんの学習活動を支援するため、21号館（図書館棟）内に設けられた施設であり、学習相談や支援セミナー、ワークショップなどを実施しています。学習相談では、語学をはじめとした人文系科目から理数系科目までの広い領域を専門とするチューター（教員）とティーチングアシスタント（大学院生のTA）が、みなさんの自主的な学習をサポートします。講義期間中の月曜日から金曜日まで利用することができます。支援セミナーでは、主に高校数学と高校物理の復習を目的として専任チューターが講師となり、スケジュールに従って単元ごとの解説をしています。大学での授業を理解するのに必要な数学と物理の基礎を学ぶことができます。

ワークショップでは、学ぶことの楽しさを知ってもらうために、さまざまなテーマで体験型の授

業を行っています。気軽に受講でき、普段の講義では得られない体験をすることができます。

勉強や生活のことで尋ねたいことがあるとき、レポートを書いている間に聞きたいことがあるとき、空いた時間に自習したいとき、どうぞ学習支援センターの扉を開けてください。ノックなど不要です。教科書や参考書などもたくさん用意していますから、自習にも最適です。

2. 2 利用できるもの

学習支援センターには、勉強に必要なさまざまなもの、たとえば、授業に使う教科書や、辞書・参考書・問題集などが豊富に用意されています。これらはセンター内で自由に利用することができます。コピー機もありますので、自習するには便利です。さらに、ネットワークに接続されたパーソナル・コンピュータも用意しています。情報検索やレポート作成などに利用することができます。

2. 3 担当教員

学習支援センターには、チューター及びティーチングアシスタントが在室しており、学習のことについて質問・相談ができます。

チューターの専門分野は物理・化学から文学・哲学までと大変に幅広く、さまざま相談に対応することができます。語学のこと、数学、物理、化学、情報、教職など、知りたいことが生まれたら支援センターに行ってみましょう。コンピュータについても、基本的な使い方からプログラミングのことまで相談することができます。

勉強のことで質問したいときは、担当曜日・時間を確認して尋ねてみましょう。もちろん、そのチューターの専門分野以外の用件であっても利用できます。また、支援センターから各科目の先生に連絡をとり、相談することも可能です。

2. 4 開館時間

月・水・木・金曜日は10時から18時まで、火曜日は12時15分から13時10分と16時20分から17時20分まで開館しています。

詳細は、埼玉工業大学学習支援センターホームページで確認してください。

<http://www.sit.ac.jp/lsc/>

3. 健康相談

心身が健康であってこそ、学生生活を楽しむことができます。

病に倒れてしまっただけでは何もできません。身体的疾病を解決することにより、精神的な不安も解消されます。自己の健康管理のポイントは「早期発見」です。

気軽に健康相談を受けてください。

3. 1 健康相談

学生課では、清水校医の指導のもとに学生諸君の健康管理や健康相談を行っています。

授業中や課外活動中など学内で体調不良や、思わぬケガをしたようなときは、すぐに学生課へ申し出てください。

3. 2 定期健康診断

学生課では、全学生を対象にして、毎年定期健康診断を実施しています。

新入生の定期健康診断は、毎年4月のオリエンテーション期間内、2年生から4年生は毎年2月上旬に行っています。

定期健康診断は、学生諸君の健康維持、疾病の早期発見のために毎年行っていますので必ず受診するようにしてください。

定期健康診断の実施項目は、次の通りです。

X線間接撮影、尿検査、血圧、視力、色覚、内科検診、身体計測（身長、体重）

定期健康診断の実施日は、学生課の掲示板に掲示します。

健康診断に無関心でいると、取り返しのつかない事態になったり、日本学生支援機構の奨学生推薦や就職の斡旋ができないことがありますので十分注意してください。

3. 3 健康診断証明書の発行

定期健康診断を受けた学生には、健康診断書を発行します。

4年生は、就職活動に必要な書類ですから、必ず受診してください。

健康診断書の発行は、26号館学生課前の証明書自動発行機で行ってください。

手数料は1通300円です。なお、4年生が就職活動に使用する場合は1通100円です。

3. 4 健康診断報告書の発行

定期健康診断を受けた学生には、4月下旬に学生課で健康診断報告書を発行します。受診したそれぞれの項目の検査結果が一目でわかるものです。医師による総合判定のコメントを参考にして、「検査を要する」との判定には、医師の再検査を至急受けるようにしてください。

3. 5 遠隔地被保険者証（保険証）の携帯

自宅外通学の学生は、保険証の「遠隔地被保険者証」を取り寄せておき、思いがけないケガや病気のために備えるよう心がけてください。

遠隔地被保険者証（保険証）は、「在学証明書」を両親（扶養者）のもとに送り、扶養者が勤務する会社の健康保険組合又は市町村役場の国民健康保険係に申請することにより発行されます。

両親（扶養者）に相談してみてください。

3. 6 飲酒の恐ろしさ

「イッキ飲み」の禁止

「イッキ、イッキ」の掛け声とともに大量のお酒を短時間で飲むイッキ飲みは、体内のアルコール分解のサイクルを無視した非常に危険な飲み方です。

肝臓での代謝が追いつかず、アルコールの血中濃度が急速に高まって、呼吸中枢などの中枢神経が麻痺（マヒ）してしまう急性アルコール中毒になりやすいのです。

時には脳の麻痺が進み、意識が混濁、呼吸も麻痺して死に至る場合もあります。

酔いつぶそうと思って飲ませ死なせたら『傷害致死罪』、そんな意図がなくても、相手が酒に溺れて死亡したら『過失致死罪』、一緒に飲んで相手が泥酔の状態におち、そのまま放置したら『保護責任者遺棄』、さらに死傷に至ったら『遺棄致死傷』など法的な処分が科せられます。

この問題は他人ごとではなく、本学でもここ数年、新入生歓迎コンパやサークル活動の仲間内・学園祭・下宿内でのコンパ等で“急性アルコール中毒”で病院に運ばれた学生が少なくありません。

お酒は適量飲めばストレスも取れたり、場の雰囲気が盛り上がり、時には楽しいものです。

しかし、誤った飲み方をした場合には、どんな人でも死に至る恐ろしいものでもあります。

大学生だからといって無理をしても平気だろうと自負している学生は、考えや認識を改める必要があります。

飲酒の心得5ヶ条

- (1) 「イッキ」飲みは決してしない、させない。
- (2) 飲めない人にはすすめない。
- (3) 体調が悪い日、風邪薬や痛み止めなどの薬を飲んでいるときは、飲まない。
- (4) 食べながら、ゆっくり飲む。
- (5) 飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる。

「未成年者飲酒」の禁止

日本では「未成年者飲酒禁止法」によって、20歳未満の飲酒が禁じられていますが、その目的は

未成年者をアルコールの害から守ることにあります。

人間の成長期は心身ともに未発達です。アルコール分解能力も大人に比べて未熟なため、脳細胞への悪影響、性ホルモンを作り出す臓器の機能が抑制されるなど、未成年者の飲酒は健全な発育を阻害することになります。

「飲酒運転」の禁止

車の運転には機敏な反射能力や的確な判断能力が必要ですが、お酒を飲むことによってそうした能力は低下します。飲酒による視力の低下はいちじるしく、視野は狭くなってしまいます。

末梢神経の反射運動能力が損なわれ、集中力が落ち、スピードの出しすぎ、ブレーキの踏み遅れやハンドル、アクセル、クラッチの操作が乱暴になります。

酒気帯び運転、酒酔い運転は、一歩間違えば本人だけでなく、関係のない他人をも悲劇に巻き込む重大な事故につながります。

道路交通法で「何人も酒気を帯びて運転してはならない」というのは、こうした飲酒運転の恐ろしさによるものなのです。一口でも飲んだら車の運転はしない、運転をするなら一口も飲まないという強い意志を持ちましょう。

●詳細は、以下の「財団法人アルコール健康医学協会」のホームページを確認してください。

<http://www.arukenkyo.or.jp/index.html>

3. 7 エイズに関する基礎知識

エイズ(AIDS)は、Acquired Immuno Deficiency Syndromeの頭文字をとったもので、日本語では「後天性免疫不全症候群」といいます。エイズを起こすウイルスはHIV(ヒト免疫不全ウイルス)といい、一般的にエイズ・ウイルスと呼ばれます。

外から感染したエイズ・ウイルスによって、からだの免疫機能が破壊され、さまざまな病原体に感染しやすくなる病気です。治療方法も進歩し、延命できる人も増えてきましたが、まだ治すことが難しい病気です。また、だれでもかかりうる病気です。

感染経路は性行為・血液・母子感染の3つです。急増しているのは性行為感染です。

正しい予防策をしなければ、だれでもHIVに感染する危険性があります。

日常生活(握手・普通のキス・入浴・食べ物を分け合う・プール)では感染しません。

予防策ははっきりしています。

HIVに汚染された血液・精液・膣分泌液の粘膜への直接接触を防ぐことで十分に予防できます。

現在のところ、性行為感染を防止できる確実な方法はコンドームの正しい使用です。

ためらわないでエイズ検査を受けよう。

一応の目安として、自分が感染したかもしれないと思われる最後の心当たりから、12週間たつてからの検査をお勧めします。

●詳細は、以下の「財団法人エイズ予防財団」のホームページを確認してください。

<http://www.jfapor.jp/>

専門の相談員が直接お答えします。

フリーダイヤル 0120-177-812 (携帯電話 03-5259-1183)

機関ではプライバシーが守られるように、きちんと配慮がされております。

全国の保健所でも匿名で相談又は検査が受けられます。費用は原則的に無料です。

3. 8 禁煙運動について

タバコはなぜよくないか(百害あって一利なし)

タバコの害で代表的なのは肺がんです。喫煙者の肺がん死亡率は吸わない人の実に4倍以上。

また喫煙は動脈硬化を促進したり、ビタミンCが大量に消費されて感染症にかかりやすくなります。さらに怖いのは間接喫煙。タバコの害は主流煙(本人が吸ったタバコの煙)よりも副流煙(間接喫煙:他人が吸ったタバコの煙)のほうが強いので、家族や周囲の人にも大きなリスクを与えてしまいます。このようなことから埼玉工業大学も学生諸君の健康を守るため、また、快適な空間を維持するため禁煙運動を推進することになりました。

キャンパス内では、お互い気持ちよく快適な環境で勉学できるよう下記の喫煙マナーを厳守して

ください。

- (1) 指定場所（喫煙場所）以外での喫煙の禁止
- (2) 歩行喫煙（くわえタバコ）の禁止
- (3) 吸い殻のポイ捨ての禁止

3. 9 大麻などの薬物の乱用防止について（薬物乱用はダメ。ゼッタイ。）

昨今、マスコミ等で報道されている「大学生による大麻等違法薬物の所持・乱用」が大きな社会問題になっています。大麻等違法薬物は、その使用ばかりでなく、所持・栽培・製造・売買等も、法律で厳しく罰せられます。

これまでは、「飲酒の恐ろしさ」について、注意を喚起してきましたが、大麻等の薬物の使用は、自身の健康と精神をだめにし、悲惨な学生生活につながってしまいます。

学生諸君は、大麻等違法薬物の所持、使用の危険性を充分認識し、本学の学生として責任ある自覚と良識ある行動をとるよう強く望みます。

- 詳細は、以下の「厚生労働省薬物乱用防止」のホームページを確認してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanou/>

3. 1 0 若年女性に急増中の子宮頸がんについて

近年、子宮頸がんは20歳代の若年層で、急激に増えています。子宮頸がんの原因は、「ヒト・パピローマウイルス（HPV：Human Papilloma virus）」の感染が関連しているとされており、HPVは性交経験があれば誰にでも感染しうる、ごくありふれたウイルスで、女性の約8割が50歳までに感染を経験すると言われています。検診により、HPV感染から“がん化”する前の異形成という状態を発見することが可能で、初期に発見できれば子宮頸部の一部を切除する手術で治療することができ、治療後の妊娠・出産も可能です。手遅れとなる前に、定期的な検診を受けましょう。

- 詳細は、以下のホームページを確認してください。

国立がんセンターがん対策情報センター <http://ganjoho.jp/public/index.html>

特定非営利活動法人 子宮頸がんを考える市民の会 Orange Clover

<http://www.orangecllover.org/index.html>

女性の健康・医療情報.net「もっと知ろう！子宮頸がん」<http://www.shikyu-keigan.com/>

3. 1 1 大学周辺の主な医療機関

思いがけない病気やケガの時のために、本学周辺の医療機関の一部を紹介します。

【岡部地区】

益岡医院	(内, 外, 整, リハ)	深谷市岡部 1243 048(585)5657
吉田眼科医院	(眼)	深谷市岡 2757-3 048(585)2054
橋本歯科医院	(歯)	深谷市山河 1234-2 048(585)1101

【本庄地区】

岡病院	(内, 消, 循, 秘)	本庄市北堀 810 0495(24)8821
上武病院	(内, 精神, 歯)	本庄市小島 5-6-1 0495(21)0111

田所医院	(外, 整)	本庄市けや木 1-8-2 0495 (22) 3445
春山眼科医院	(眼)	本庄市けや木 1-5-5 0495 (21) 2160
服部クリニック	(眼, 耳)	本庄市東台 4-1-22 0495 (24) 4671・4672
逸見耳鼻咽喉科医院	(耳, 気管)	本庄市駅南 2-20-3 0495 (22) 4852
本庄総合病院	(内, 小, 外, 整, 脳, 神 眼, 耳, 皮, 泌, 肛)	本庄市北堀 1780 0495 (22) 6111
堀川病院	(内, 外, 整, 形, 消, 肛, リハ)	本庄市本庄 1-4-10 0495 (22) 2163
松本産婦人科医院	(産)	本庄市千代田 1-1-26 0495 (24) 3377
中央歯科医院	(歯, 矯正)	本庄市駅南 2-15-3 0495 (21) 1807

【深谷地区】

佐々木病院	(内, 外, 胃, 整, 形成, 脳, 神 循, 皮, リハ)	深谷市西島 2-16-1 048 (571) 0242
清水内科クリニック	(内, 消, 循, 外, リハ)	深谷市人見 445-3 048 (573) 1197
安達皮膚科医院	(皮)	深谷市上柴町西 4-4-19 048 (571) 2301
小暮医院	(神経, 内, 小, 脳, 神)	深谷市中瀬 1216 048 (587) 1262
今井医院	(内, 小)	深谷市寿町 58 048 (572) 7728
あねとす病院	(内, 外, リハ)	深谷市人見 1975 048 (571) 5311
上柴クリニック	(内, 外, 消, 循, 放)	深谷市上野台 2321-2 048 (574) 7770
萩原外科	(内, 外, 皮, 秘)	深谷市稲荷町 1-15-19 048 (571) 0374
深谷整形外科医院	(整, リハ)	深谷市宿根東通 245-1 048 (574) 0022
深谷赤十字病院	(内, 精神, 神経, 消, 循, 小, 外, 整, 形成, 脳外, 心外, 呼 小外, 皮, 泌, 眼, 耳, 産, 麻)	深谷市上柴町西 5-8-1 048 (571) 1511
山本整形外科内科医院	(整, 内)	深谷市高畑 203 048 (572) 8081

白倉医院	(内, 胃, 小)	深谷市稲荷町 3-3-1 048 (571) 0169
大浜歯科医院	(歯)	深谷市東方町 3-19 048 (573) 8266
太宰歯科クリニック	(歯)	深谷市上野台 2904-14 048 (573) 7800
石川医院耳鼻咽喉科	(耳)	深谷市西島町 3-17-65 048 (571) 0038
正田眼科	(眼)	深谷市稲荷町 1-8-33 048 (571) 1198

【熊谷地区】

熊谷総合病院	(内, 外, 胃, 産, 耳, 小, 眼 整, 皮, 泌, 脳, 消, ナハ, 放)	熊谷市中西 4-5-1 048 (521) 0065
藤間病院	(消, 外, 産, 循, 内, 泌, 乳, 整)	熊谷市末広 2-137 048 (522) 0600
ティアラ 21 女性クリニック	(内, 婦人科・女性の心と身体 の悩み相談ほか)	熊谷市筑波 3-202 ティアラ 21 5F 048 (527) 1122
はぎわら眼科	(眼)	熊谷市玉井 1744-1 048 (533) 1177

4. 奨学金制度

奨学金制度は、教育の機会均等の精神に基づき、独立行政法人日本学生支援機構をはじめとする各種の団体により設けられています。

これらの制度は、学業成績・人物ともに優秀であって経済的に援助を必要としている学生に対して奨学金を貸与又は給付するものです。奨学金関係の事務は、学生課で扱っています。

奨学金制度により、出願資格・貸与又は給付の期間・金額・申請に必要な書類が異なります。

奨学金関係の説明会や募集案内に関する連絡は、すべて学生課の奨学金専用掲示板に掲示・通知しますので、見落とすことのないよう十分注意してください。

4. 1 学校法人智香寺学園特別奨学金制度（給付）

- (1) 目的 学部学生で学業・人物ともに優秀なものに、奨学金を授与し、これを奨励する。
- (2) 資格 2年生以上で、前年次の成績が優秀かつ心身ともに健全な学生と認められた者。
- (3) 給付額 10万円
- (4) 採用決定 各学科の学科長が推薦し、理事会審査を経て、毎年度始めに決定する。

4. 2 埼玉工業大学後援会奨学金制度（給付）

- (1) 目的 埼玉工業大学後援会の趣旨に基づき、学生の学業成就と成績向上を助成する。
- (2) 資格 2年生以上で、学業・人物ともに優秀で、経済的理由により学業の継続困難と認められる者。ただし、他の学内外諸団体の奨学金を受給していない者に限る。
- (3) 給付額 10万円

- (4) 採用選考 希望者の申請に基づき、学生委員会が選考する。
- (5) 採用者数 18名
- (6) 募集時期 毎年6月

4. 3 浄土宗 宗立・宗門校奨学金制度（給付）

- (1) 資格 4年生で、志操堅固かつ学術優秀なる者。
- (2) 給付額 10万円
- (3) 採用者 4年生から5名（各学科1名）
- (4) 採用選考 学科長の推薦

4. 4 日本学生支援機構奨学金（旧「日本育英会奨学金」）

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、人物・学業成績ともに優秀かつ健康な学生で、経済的理由により修学困難な者に対して貸与されます。「第一種奨学金」（無利子）と「第二種奨学金」（有利子、利率固定か利率見直しを選択）の2種類があります。奨学生の選考は、人物・健康・学力・家計について基準に照らして行い、予算の範囲内で採用される仕組みです。

(1) 貸与月額

第一種奨学金	金額(月額)	第二種奨学金
自宅通学者の場合	3万または54,000円〔学生が選択〕	3・5・8・10・12万円 〔学生が選択〕
自宅外通学者の場合	3万または64,000円〔学生が選択〕	

(2) 入学時特別増額貸与奨学金

- ・入学時特別増額貸与の対象者は、4月を始期として奨学金の貸与を受ける者で、初回の月額に増額して貸与を希望する者です。
- ・申込みは、所得が少ないために日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかった世帯（当該融資に係る世帯収入の上限を超えるものを除く。）、又は申込時の家計基準における認定所得が0（ゼロ）評価となる者の子弟に限られます。
- ・貸与額は、10・20・30・40・50万円から選択できます。
- ・奨学金の第1回目の振込時に全額が上乘せされます。
- ・入学時特別増額貸与奨学金だけを借りることはできません。

(3) 出願資格

①第一種奨学金（無利子）

- ・大学に在籍する優れた学生で、経済的理由により著しく修学困難な者であること。
- ・1年生については、出身高校の評定平均値が3.5以上の者であること。
- ・2年生以上については、学業成績が上位1/3以内であること。

②第二種奨学金（利子付）

- ・大学に在籍する優れた学生で、経済的理由により修学困難な者であること。
- ・1年生については、出身高校の評定平均値が平均水準以上の者であること。
- ・2年生以上については、学業成績が平均水準以上であること。
- ・特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められる者であること。

③第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与

第一種奨学金のみでは学業継続が困難な者に対しては、第二種奨学金と両方あわせて貸与することがあります。

④外国籍の学生について

外国籍の学生については、「永住者」または「定住者」の在留資格を持つ場合のみ、出願資格があります。学生課で確かめてから応募してください。

(4) 貸与期間

採用時に定められた時期から卒業までの最短終業年限（4年間）です。

学則による処分、学業成績の不振、奨学金継続願の未提出、その他奨学生としての適格性を失ったときは、奨学金が停止又は取消される場合があります。

ただし、学業成績の不振により停止となった学生の成績が向上し、進級した場合には、願出により奨学金の貸与を復活することができます。

その際は、進級が確定した段階で、速やかに学生課に報告してください。

(5) 募集時期

4月中旬に年1回の募集を行います。

状況により追加募集や二次募集（秋）を行うこともありますが、この場合は4月募集において適格者でありながら、本学への割当数の関係から、不採用になった学生が対象になります。

募集・継続の手続については、全て 26号館東側及び30号館3013教室前の「奨学金関係」の掲示板で案内しますので、見落としのないよう注意してください。

**家計支持者の失職・急死又は火災や災害（台風・地震）等により、家計が急変し、緊急に奨学金の貸与が必要となった場合は、定期以外の採用（応急・緊急）があります。
学生課に相談してください。**

(6) 提出書類

募集説明会を開催し、ここで詳細を説明します。

奨学金の貸与を受けるためには、連帯保証人・保証人を立てる（人的保証制度）、又は一定の保証料を支払うことで保証機関に連帯保証をしてもらう（機関保証制度）、どちらかの制度を選択しなければなりません。

提出書類の他にインターネット（スカラネット）による入力手続きを行いますので、募集説明会には必ず出席してください。

日本学生支援機構奨学金をはじめとして、奨学金の貸与金額は卒業時にはかなりの額になります。返還のことも十分に検討して出願してください。

(7) 在学中の主な手続き

12月から1月にかけて「奨学金継続願」の提出があります。怠ると奨学生の資格を失いますので、継続手続の説明会に必ず出席し、個人別パスワードを受取り、インターネットで所定の期日までに継続願を提出してください。

(8) 奨学金の返還

4年生は、11月下旬に、満期者の返還説明会がありますので、必ず出席してください。

① 返還方法は、貸与開始後に提出する「奨学金返還誓約書」によります。

② 返還は、月賦、及び月賦と半年賦併用の2つの割賦方法で行われます。

返還を怠ると延滞金が課せられます。また、延滞3ヶ月以上になった時点で、個人情報情報機関に延滞者の個人情報登録されます。個人情報情報機関に登録されると、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

③ 第二種奨学金には、返還の際に、上限年利3%の利息が付きます。

(9) 奨学金返還の猶予

① 卒業後に上級校へ進学した場合は、「在学届」の提出により、その上級校校修了まで返還が猶予されます。

② 卒業後、災害、その他やむをえない事情により返還が困難になったときは、願出により、一定期間について返還が猶予されることがあります。

(10) 奨学金の辞退

経済事情又は退学等で、奨学金の貸与をとりやめる場合は、必ず学生課に辞退を申し出たうえ「異動届」を提出してください。

〈奨学生の「進学届」・「在学届」の提出について〉

1. 「進学届」

高等学校在学中に、大学奨学生採用候補者として採用が内定している学生は、入学後速やかに「採用候補者決定通知」を学生課奨学金担当係へ提示してください。「ユーザ ID・パスワード」を受取り、期限（日程は未定）までに日本学生支援機構ホームページにアクセスし、「進学届」の登録を行ってください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金の候補者で「日本政策金融公庫の教育ローンを利用できなかったことについて（申告）」を必要とする方は同時に提出してください。

2. 「在学届」

高等学校在学中に日本学生支援機構奨学生であった学生は、大学入学後「在学届」を提出することにより、在学中の奨学金返還が猶予されますので必ず届出てください。ただし、大学奨学生採用候補者については、「進学届」の前奨学生番号欄に高校時代の奨学生番号を入力することにより、「在学届」の提出は不要となります。

在学届等の提出用紙は、「返還のてびき」に綴りこんでありますが、紛失してしまった場合は学生課に申し出てください。

なお、在学届、進学届の提出については、入学時のガイダンスや学生課奨学金の掲示板に案内します。

(11) 奨学金返還の免除

本人が死亡又は身障者となった場合は、相続人・連帯保証人の願出により返還を免除されることがあります。

4. 5 留学生関係の奨学金制度

- (1) 財団法人日本国際教育協会奨学金
 - (2) 財団法人ロータリー米山記念奨学金
 - (3) 財団法人平和中島財団奨学金
 - (4) 橋本泰彦アジア・アフリカ奨学生奨学基金
- 等実績があります。

詳しい内容については、募集の依頼があり次第、その都度掲示します。

不明の点については、学生課に問い合わせてください。

4. 6 その他の奨学金制度

都道府県教育委員会、地方公共団体、その他民間団体等の奨学金制度がありますので、募集の依頼があり次第、所定の掲示板に掲示します。

4. 7 教育ローン

『国の教育ローン』 教育一般貸付（日本政策金融公庫）

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学する学生等の家庭を対象とした公的な融資制度です。

- | | |
|-------|----------------------------------|
| ①融資金額 | 学生・生徒1人あたり300万円以内 |
| ②利率 | 平成26年1月12日現在 年2.35%（母子家庭は年1.95%） |
| ③返済期間 | 15年以内（母子家庭・交通遺児家庭の方は18年以内） |
| ④使途 | 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など |
| ⑤返済方法 | 毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能です） |

- ⑥問い合わせ 教育ローンコールセンター 電話 0570-008656 (ナビダイヤル)
または 03-5321-8656
日本政策金融公庫ホームページ (国の教育ローン)
パソコン用 <http://www.jfc.go.jp/kyouiku/ippan/index.html>

4. 8 「埼玉工業大学提携学費サポートプラン」(学費分納制度)

本学と提携する(株)オリエントコーポレーションの学費サポートプランの利用者に対し、学生の在学期間における利子相当額について、奨学金として支給いたします。

「学費サポートプラン」は、入学金や授業料などの納付金を、Web または郵送で申込手続きができる学費の分割納付制度です(来店や所得証明書は不要です)。

- ①申込先 (株)オリエントコーポレーション
資料請求先:学費サポートデスク
電話番号:0120-517-325 (受付時間:9:30~17:30)
*大学のホームページより申込みが可能です。
- ②利用対象者 本学に入学または在学する学生の保護者
*審査結果により、このプランの利用ができない場合があることを了承ください。
- ③対象費用 入学金・授業料・教材費・諸会費等の学校納付金
- ④利用可能額 納付書記載金額(利用累計 500万円まで)
利用金額は、(株)オリエントコーポレーションから埼玉工業大学へ直接振り込まれます。
申込に必要なものは、新入学生の場合「合格通知の写し」、「納付書の写し」、在学生の場合「学生証写し」、「納付書の写し」などです。
- ⑤返済方法 「通常分納」、「ステップアップ分納(在学期間中私払)」のどちらかを選択します。
利率は、固定金利 年率4.1%。
- ⑥利子補給 利子補給期間は在学中に限り、給付は年度末に埼玉工業大学より奨学金として、保護者の銀行口座に振り込みいたします。なお、利子補給の利率の上限は年率5%となります。また、本プラン以外の教育ローンは、利子補給の対象となりません。
- ⑦問合せ先 埼玉工業大学会計課 担当:井桁
電話番号:048-585-6810
(平日:9:00~17:00 第1・3・5土曜日 9:00~13:00)

4. 9 学費貸付制度

本学の独自制度としては、4年生(卒業見込者)を対象に後援会による学費貸付制度があります。この制度を利用したい場合は、学生課に問い合わせてください。

5. 生活相談

学生生活を送る上での相談、下宿・アパート情報及び休暇を利用してアルバイトを希望する場合などに、学生課が対応しています。

5. 1 下宿・アパートの紹介

自宅から通学できない学生のために下宿・アパートを斡旋しています。最新の情報は、本学のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

(1) 住まいを借りるときの心構え

- ① 家主とのトラブルを避けるために契約内容(敷金・礼金・家賃・駐車場・その他の費用・契約期間等)をよく確認してから契約してください。
また、近隣の生活環境等を確認し、必ず2か所以上の物件の下見をしてください。

下見をする場合、大家さんや不動産屋に日程を連絡してから伺ってください。

- ② 「大学と大家さんとの直接契約の物件」と「不動産屋の物件」と2種類あります。それぞれ契約内容が違いますので、注意してください。
 - ・「大学と大家さんとの直接契約の物件」は、大学が近隣の大家さんと直接契約した物件で、4年契約の格安なものです。多くは大学近隣の物件で、大家さんとの緊密な関係が築かれており、非常時の対応が約束されます。
 - ・「不動産屋の物件」は、近隣の不動産屋の情報を記載しています。多くは街場の物件です。契約内容はそれぞれ違うので、充分注意してください。
- ③ 部屋の条件に納得できたら、賃貸契約をしてください。
- ④ 契約後、不都合なことがあったら、学生課に相談してください。
- ⑤ 入居後は、騒音などには十分な配慮をしてください。
- ⑥ 自治体によりゴミ処理等の決まりごとが違います。情報を集め近隣に迷惑をかけないように心掛けてください。
- ⑦ あらゆるトラブルには誠心誠意あたり、それでも解決できない場合は、学生課に相談してください。

5. 2 アルバイトの紹介

アルバイトは、学業を優先に考え、無理のない自分にあったものを選ぶことが必要です。

深夜におよぶアルバイトに就き、授業を犠牲にしてドロップアウトする学生も見受けられます。健康を害さないよう、学生各自が慎重に選んでください。

掲示板のアルバイト求人票を見て自分に適したものがあつた場合は、直接求人先に連絡してください。就業する前に、条件を確認し、納得してから就業してください。

なお、不安や疑問がある場合は、遠慮なく学生課に相談してください。

5. 3 国民年金の加入

平成3年4月から、学生も満20歳になると国民年金への加入が義務づけられるようになりました。これまでに、国民年金に加入していなかったために、在学中に事故や病気で障害の状態になっても、障害基礎年金が受けられなかったという事例もあります。20歳になったら必ず国民年金に加入してください。

(1) 国民年金は、こんなリスクに備えます。

① 障害基礎年金

国民年金の被保険者が障害を負った場合、一定の条件を満たしていれば障害基礎年金が受給できる。障害の程度による定額制。

●詳細は、以下の「日本年金機構」のホームページを確認してください。

<http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/shikumi/shikumi03.htm>

② 老齢基礎年金

原則として65歳から受け取ることができる。受け取るためには、国民年金の納付期間や免除期間およびカラ期間（合算対象期間）と、厚生年金に加入していた期間を合算し、25年以上の期間が必要。国民年金保険料を納めた期間や免除を受けた期間によって受け取る年金額は異なる。

●詳細は、以下の「日本年金機構」のホームページを確認してください。

<http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/shikumi/shikumi02.htm>

③ 遺族基礎年金

国民年金に加入中の人や国民年金の保険料を払い終わった60歳以上65歳未満の国内に住んでいる人が亡くなった場合に、18歳未満の子をもつ妻や、両親のいない18歳未満の子などに支給される。老齢基礎年金をすでに受給していた人や、受給資格の要件を満たす人が亡くなった場合にも支給される。ただし、死亡した人について保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あること。

- 詳細は、以下の「日本年金機構」のホームページを確認してください。
<http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/shikumi/shikumi04.htm>

◇ 国民年金の学生納付特例制度について

本学で学生納付特例の申請手続きができます。

学生納付特例とは、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。大学の申請手続き窓口は、学生課です。

- 詳細は、以下の「日本年金機構」のホームページを確認してください。
<http://www.sia.go.jp/top/gozonji/gozonji01.htm>

5. 4 悪徳商法〔こんな手口が君を狙っている〕

(1) 訪問・通信販売等への注意

大きな社会問題となっている「悪徳商法」のほこ先が学生に向けられ、ここ数年、訪問販売・街頭アンケート・通信販売・インターネット通販などの悪徳商法に引っかかりトラブルに巻き込まれ苦労している学生が後を絶ちません。これら悪徳商法について、代表的な事例を紹介いたします。安易な気持ちで契約を結ばないように、くれぐれも注意することが必要です。

(2) 悪徳商法の実例

① 資格取得商法

特定の民間団体が、さも所轄官庁の認可を受けたかのように装ったものや、大学が承認している資格と称して、通信教育などの手段で資格が得られることをうたい文句に、実態の不明確な講習会や国家試験として資格を売っているもの。

② キャッチ・セールス

街で通行人に「アンケートに協力してください」などと声を掛け、長時間執拗に説得されたのち、化粧品や健康食品、エステなどの高額なクレジット契約をさせるもの。

③ アポイント商法

突然、下宿・アパートや自宅に手紙や電話などで「〇〇〇賞品が当選しました」などと言って誘い出し、実益のない特典をたくみに説明し、パソコンやビデオなどを売りつけるもの。

④ マルチ（まがい）商法

ネズミ講と商品販売を組み合わせた方法で、次から次へと会員を増やししながら会員数（集金組織）を拡大していくことにより利益を上げるもの。

（例）自動車部品、化粧品、洗剤、教材の販売等

⑤ かたり商法

消防署、保健所などの公的機関から来たとかたり（思わせ）、消火器等の商品を売りつけるもの。

⑥ ネガティブ・オプション商法

注文していないのに勝手に商品を送りつけ、代金を請求してくる図々しい方法です。代金を支払う義務も送り返す義務もありません。ただし、送られてきたものは14日間保管する必要があります。（業者に引き取り請求した場合は7日間）その後の処分は自由です。わけのわからないものは受け取りを拒否しましょう。

⑦ インターネット通販トラブル

最近非常に多くなっているのがこのトラブルです。インターネットで商品を注文して、料金を支払ったにも係らず商品が届かない。ホームページ自体が削除されている等です。所在地や担当者名、電話番号等に不備があるショップとは取引をしないでください。

(3) クーリング・オフ (Cooling off)

“クーリング・オフ”とは、訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な販売で断り切れず契約したとき、一定の期間内であれば消費者が事業者との間で申込み又は締結した契約を無条件で撤回・解除することができる制度のことをいいます。

クーリング・オフの期間は、契約した日から8日以内、マルチ・現物まがい商法は14日以内です。この期間内に、書面で、「クーリング・オフ」を業者に通知しなければなりません。

その際は、電話でなく、必ず書面（出来れば「内容証明書郵便」が望ましい）にて対応してください。ハガキで出す場合はコピーを取って「簡易書留」で送付してください。

クレジット払いのときは、念のため業者と同様の書面をクレジット会社にも送付する必要があります。

なお、郵便・電話・ファクシミリなどで申込み通信販売は、クーリング・オフの適用がありませんので注意してください。

(4) 困ったときの相談先は？

①トラブルに巻き込まれたら、直ちに学生課へ連絡〔TEL 048-585-6812〕してください。

② (財) 日本消費者協会消費者相談室 TEL 03 (5282) 5319 <http://www.jca-home.com/>

③ 埼玉県消費生活支援センター熊谷 TEL 048 (524) 0999

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/72/>

④ 最寄りの消費生活センター

(5) 悪徳商法から身を守る7ヶ条

① 勇気をもってキッパリ断る。「いいです。」「結構です。」とあいまいな言葉は使わない。

② 「無料」「あなただけ」「絶対儲かる」などの誘いには要注意。うま過ぎる話ほど実態がない。

③ 知らない電話番号にかけない、メールに返信しない。怪しいサイトに入らない。

④ 商品の本質を見極める。本当に欲しいか自分に問い質す。

⑤ 契約書は、その場でシッカリと読む。契約は慎重に。

⑥ クレジット1回分の価格に惑わされない。甘い誘惑とやさしい言葉に気をつける。

⑦ 1人で悩まず家族や身近な友人等に早く相談する。

6. 厚生施設

6. 1 契約施設について

本学では、各地に契約施設を持ち、学生・教職員の健康増進と福利厚生を図っています。

価格は学生団体が合宿等にも利用できる安価なもので、ぜひ学生生活の良い思い出づくりに利用してください。契約施設の利用を希望する学生は、学生課で申込みの手続きをしてください。

なお、契約施設に直接申込んだ場合は、割引料金の適用がありませんので注意してください。

(1) 苗場スプリングスホテル TEL 025 (789) 2804

(上越新幹線越後湯沢駅下車 バス「西武ヴィラ入口」下車)

(2) 菅平高原温泉ホテル TEL 0268 (74) 2515

(長野新幹線上田駅下車 バス「西菅平」下車)

(3) 裏磐梯ライジングサンホテル (旧ホテル白雲荘 TEL 0241 (32) 2311

(磐越西線猪苗代駅下車 バス「休暇村裏磐梯」下車)

(4) 富士箱根ランド TEL 055 (985) 2111

(東海道新幹線熱海駅下車バス「富士箱根ランド前」下車)

(5) ニュー・グリーンピア津南 TEL 025 (765) 4611

(上越新幹線越後湯沢駅下車 専用バスにて約50分)

(6) 湯沢ニューオータニホテル TEL 025 (784) 2191

(上越新幹線越後湯沢駅下車 専用バスにて約3分)

- (7) 草津温泉ホテルヴィレッジ TEL 0279(88)3232
(吾妻線長野原草津口駅下車 「草津温泉バスターミナル駅」下車 専用バス)
- (8) 水上ホテル聚楽 TEL 0278(72)2521
(上越線水上駅下車 徒歩 10 分)
- (9) アゼイリア飯綱 TEL 026(239)2522
(長野駅下車 バス「いこいの村」下車)

6. 2 温水プール施設「パティオ」について

深谷市の「アクアパラダイス・パティオ」は、年間を通じて利用することができる全天候型ウォーター・パークです。(住所：埼玉県深谷市榎合 763, TEL：048 - 574 - 5000)

本学の学生が「アクアパラダイス・パティオ」を利用する場合は、パティオの受付に学生書を提示し、利用料金 800 円の半額を支払い、受付台帳に学籍番号を記入してください。

- 詳細は、以下の「アクアパラダイス・パティオ」のホームページを確認してください。
<http://www.patio.or.jp>

7. 日本学生支援機構について

日本学生支援機構 (Japan Student Services Organization=略称 JASSO) は、日本育英会において実施してきた日本人学生への奨学金貸与事業、日本国際教育協会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査等の事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する文部科学省所管の独立行政法人として、平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

- 詳細は、「日本学生支援機構」のホームページを確認してください。<http://www.jasso.go.jp>

8. オフィス・アワー(相談時間)について

本学では、修学に関するあらゆる相談や指導に対応するためにオフィス・アワーを設けています。相談日や時間はそれぞれの先生により異なりますので、下記の時間を参考に積極的に活用してください。なお、事前に予約が必要な場合がありますので、注意してください。

相談の予約が必要な場合は、教務課窓口に申し出てください。

<情報社会学科>

役職	教員名	期間	曜日	相談時間	室番	内線番号	予約の要・不要
教授	佐藤 由美	前・後期	月	16:20～17:50	3072	3072	要予約
教授	土山 泰弘	前・後期	月	16:30～17:30	3039A	3081	要予約
教授	湖山 均	前・後期	水曜以外	授業以外	3053	3053	要予約
教授	N.R.Williams	前・後期	水	13:10～14:40	3054	3054	できれば要予約
教授	上原 施門	前・後期	水・木	昼休み	3023	3023	要予約
教授	高畑 一夫	前・後期	月	9:10～10:40	3064	3064 2677	要予約
教授	宮崎 洋	前・後期	火	15:00～17:00	3052	3052	
教授	中川 善裕	前・後期	水	16:20～17:50	3049B	3092	
教授	高橋 広治	前・後期	水 金	14:45～16:15 13:10～14:40	3022	3022	
教授	宮井 里佳	前期 後期	火 水	10:45～12:10 13:10～14:40	3039B	3082	
教授	岡本 光生	前・後期	金	13:10～14:40	2653	2653	予約不要
准教授	内田 法彦	前・後期	水	9:10～10:40	3051	3051	要予約
准教授	檀上 誠	前・後期	火曜以外	授業以外	3024	3024	要予約
講師	河井 理穂子	後期	木・金	昼休み	3039D	3084	なるべく予約

<心理学科>

役職	教員名	期間	曜日	相談時間	室番	内線番号	予約の要・不要
教授	曾我 重司	前・後期	火曜以外	研究室の扉が閉まっているとき以外	3039C	3083	なるべく予約
教授	亀谷 秀樹	前期 後期	火 木 木	12:00～13:50 12:00～12:50 12:00～12:50	3062	3062	要予約
教授	三浦 和夫	前・後期	水	12:15～13:10	3049C	3093	事前にメール等で予約すること
教授	小野 広明	前・後期	金曜以外	授業以外	3061	3061	なるべく予約
教授	河原 哲雄	前・後期	月	13:10～14:40	3025	3025	なるべく予約
教授	袋岩 秀章	前・後期	木	13:10～14:40	3049A	3095	要予約
教授	大塚 聡子	前期 後期	金	14:45～16:15 13:10～14:40	3049D	3094	なるべく予約
准教授	友田 貴子	前期 後期	水 月	13:10～14:40 14:45～16:15	3071	3071	要予約
講師	藤巻 るり	前期 後期	木 火	10:45～12:15 12:15～13:10	3063	3063	要予約